

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	30年度	次回見直し予定	35年度
条 例 名	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例				
条 例 番 号	平成7年神奈川県条例第7号	法 規 集	第8編第6章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	水道法で規制されていない小規模水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給する水道）及び小規模受水槽水道（水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有する水道）の管理等について必要な事項を定めている。				
検      討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	水道法で規制されていない小規模水道及び小規模受水槽水道について、安全で衛生的な飲料水を確保するため本条例は必要である。			
	有効性  （ 現行の内容 で課題が解 決できるか。 ）	本条例は、小規模水道及び小規模受水槽水道について水道法に準じた規制を行っており、飲料水の水質の安全性を確保する効果がある。			
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例は、居住に必要な水に重点をおいて規制しているが、条例の対象としていない飲用井戸については、学校保健安全法等他法令で水質等の衛生上の措置がとられており、他法令と重複することなく、効率的に規制を行っている。			
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例の目的である安全で衛生的な飲料水の確保については、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野の「Ⅶ 県土・まちづくり」の「718 安全で良質な水の安全供給の推進」の施策体系に適合している。			
	適法性  （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	本条例は、水道法で規制対象としていない小規模水道及び小規模受水槽水道に対して規制等を行うものであるが、この規制等については水道法でも許容しているものであり、水道法に抵触するものではない。  また、規制等の内容は水道法に準じており、過度な規制ではなく適法である。			

	その他	
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	上記の検討のとおり、条例の改正及び 運用の改善を図る必要はない。
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	